

禁止地域	<p>都市計画法の規定により定められた地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保全地区</p>
	<p>知事が指定する道路、鉄道等から展望できる地域（両側100m以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道渋川松井田線（渋川市内の一部） ・ 県道水上片品線（みなかみ町内の一部） ・ 安中市市道横川妙義山線の一部 ・ 国道17号（みなかみ町内の一部） ・ 国道292号（長野原町～草津町の一部） ・ 県道沼田赤城線（沼田市内の一部） ・ 県道沼田水上線（みなかみ町内の一部） ・ 国道120号（沼田市内の一部） ・ 国道18号（碓氷バイパス起点～長野県境）
	<p>次の高速道路の本線から展望できる地域で、本線の路端から300m以内（ただし。自家広告物を高速道路に向けないで表示する場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北縦貫自動車道 ・ 関越自動車道 ・ 上信越自動車道
	<p>市民農園整備促進法に基づく市民農園</p>
	<p>知事が指定する国指定の重要文化財・国宝・重要有形民俗文化財指定建造物及びその周囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上三原田（渋川市赤城町）の歌舞伎舞台の周囲100m以内 <p>史跡、名勝、天然記念物（国指定）</p>
	<p>森林法に基づく風致保安林</p>
	<p>国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域</p>
	<p>県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域</p>
	<p>都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく保存樹林</p>
	<p>高速道路、自動車専用道路の全区間</p>
	<p>都市公園法に基づく都市公園、その他公園緑地等</p>
	<p>都市緑地法に基づく市民緑地</p>
	<p>知事が指定する河川、湖沼、溪谷、高原、山、山岳及びこれらの周囲100m以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洞元湖・藤原湖・赤谷湖・大峯沼・草木湖・神流湖（藤岡市内の区域を除く。） ・ 利根川左岸のうち、昭和村内の一部
	<p>知事が指定する空港、駅前広場及びその周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR（上毛高原駅、安中榛名駅、渋川駅）

※知事による指定は「群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する地域、場所」の告示を参照